

ユ－グレナ石垣港離島ターミナル

テナント入居者募集要領

令和 7 年 10 月

石垣市建設部港湾課

1. 募集テナント場所及び施設名称

(1) 所 在 ・石垣市美崎町1番地 ユーグレナ石垣港離島ターミナル内

(2) テナント配置 別紙図のとおり

(3) テナント面積及び使用料（税込み）

- ① 【内法面積】間口 2.955m×奥行 6.885m＝(20.3m) ÷21 m² 1ヵ所 71,610 円 事務所向き（ユーグレナ石垣港離島ターミナル内）

2. 募集の方法等

(1) 募集の受付期間、場所及び方法は、次のとおりとなります。

①受付期間

令和7年10月8日(水)から令和7年10月21日(火)までの午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）までです。また、土曜日、日曜日及び祝祭日は除きます。

②受付及び申込書配布場所

(1) 石垣市浜崎町3丁目4番地

石垣市建設部港湾課（石垣港ターミナル2階）

(2) 石垣市公式ウェブサイト（港湾課ページ）※配布のみ

③申込方法

「テナント申込書」に所定の事項を記入・押印のうえ、添付書類を添えて受付場所に直接提出して下さい。

④添付書類

住 民 票 抄 本 法人にあつては定款及び法人登記簿謄本

義務履行証明書 石垣市が発行するもの

誓約書兼同意書 石垣市港湾課が配布するもの

事業を営んでいることを証明できる書類（営業許可書等）

その他、必要に応じて必要書類の提出を求めることがあります。

3. 申込みにあたっての留意事項

(1) 募集するテナントは1ヶ所です。申込みは1個人又は1法人、1件に限ります。

(2) 申込みの取り下げ、または申込み事項の変更は、受付期間内に限って行うことができます。

なお、変更については当初の申し込みを取り下げた後、新たに申込みを行ってください。

(3) 現場見学については各自で行ってください。見学期間は受付期間の午前10時から午後5時までとします。

(4) 駐車場について、ユーグレナ石垣港離島ターミナル第二駐車場に、1台分を定期貸出可能です。

4. 申込者の資格

(1) 令和7年10月1日現在、八重山圏域内に住所を有する個人、または本店、支店を有する法人、かつ事業を営んでいること。

(2) 石垣市の市税及び使用料等の納付義務を履行していること。

5. 入居許可条件

- (1) テナントは、原則として港湾利用者の利便性、快適性等に寄与する業種とする。
- (2) テナントは、令和 7 年 10 月 1 日現在、ユーグレナ石垣港離島ターミナル内に既存する他店舗とのバランスを考慮した事業内容の業種とする。
- (3) 営業時間は、原則として午前 6 時から午後 9 時までとする。
- (4) 使用期間は、令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、市長が認めたときは、これを短縮することができる。
- (5) 施設を利用している者が許可期間満了後も引き続き使用しようとする場合は、当該期間満了の日の前 15 日前までに使用許可申請書を提出しなければならない。
- (6) 使用料は、1 月 1 平方メートルあたり 3,100 円とし、使用料に消費税を乗じた額を毎月、その月の 5 日までに納入しなければならない。
- (7) テナント内使用の光熱水費は、使用者負担とする。
- (8) 出店に伴う内装、看板、空調等の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。その設備を廃止又は変更しようとするときも同様とする。
- (9) 入居者は、使用の権利を譲渡し、若しくは担保に供し、テナント施設を転貸してはならない。
- (10) 入居者については相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人は、使用者の権利義務を継承することができる。この場合に権利義務を継承した者は、その継承のあった日から 14 日以内にその旨を市長に届けなければならない。
- (11) 次の事項に該当するときは、市長は使用許可を取り消し、又はこれを変更し、その他必要な処置をすることができる。
 - ①使用許可の申請に不正があったとき。
 - ②指定の期間内に使用料を納付しないとき。
 - ③石垣市港湾施設管理条例又はその条例に基づく規則、若しくはこれに基づいて行う指示に違反したとき。
- (12) 使用者が施設の使用を終了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、市長の指示に従い使用者の負担で、ただちに原状に復さなければならない。

6. 入居者の選定方法

- (1) 入居者の選定については、港湾利用者の利便性、快適性等に寄与する業種を基本として、既存する他店舗とのバランスを考慮した上で事業内容を審査し、決定する。
- (2) 条件に適した申込者が複数ある場合は、抽選により決定する。その場合、抽選会の日時、場所については、追って通知する。
- (3) 入居者の選定結果については、最終的に入居者が決定した後、申込者全員に通知する。